

令和2年 第7回

陸別町教育委員会会議録
(公開用)

自 令和2年4月24日

至 令和2年4月24日

陸別町教育委員会

令和2年 第7回 陸別町教育委員会会議録				
招集の場所	陸別町役場 3階 委員会室			
開閉会日時 及び宣告	開会	令和2年4月24日 午前9時22分	教育長	有田 勝彦
	閉会	令和2年4月24日 午前10時40分	教育長	有田 勝彦
委員の出席 及び欠席 ○出席を示す ×欠席を示す	教育長	有田 勝彦	○	出席 4人 欠席 0人
	教育長職務代理者	西岡 愛則	○	
	委員	小木 育子	○	
	委員	後藤 和美	○	
会議録署名委員	後藤 和美			
説明のため会議 に出席した 者の職氏名	次長	空井 猛壽	主任主査	大鳥居 仁
	主幹	北村 正利		
	所長	津幡 恵一		
職務のため会議に 出席した者の職氏名	主任	角谷 亮輔		
会議に付 した事件	議案第18号－令和2年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について			
	議案第19号－令和2年度陸別町奨学生の認定について			
	議案第20号－令和2年度教育費等補正予算案について			
会議の経過	別紙のとおり			

◎開会宣告

○有田教育長 ただいまより、令和2年第7回陸別町教育委員会会議を開会します。

◎会議録署名委員の指名

○有田教育長 本日の会議録署名委員は、後藤委員にお願いいたします。

◎事務報告

○有田教育長 事務報告を行います。

事務局から説明をお願いします。

○北村主幹 それでは、1ページをお開きください。

事務報告、4月13日から4月23日までの報告でございます。

4月13日ですが、令和2年度十勝管内市町村教育委員会教育長会議が帯広市でありまして、この会議の中に教科書の採択教育委員会協議会が行われております。有田教育長が出席しております、本来なら管内の校長会議が予定されていましたが、そちらのほうは中止となりました。

17日ですが、管内教育委員会臨時教育長会議が行われました。これは、16日に国が全国に緊急事態宣言を拡大したことによって、鈴木知事が4月20日から5月6日まで全道の全ての学校を一斉休校するということによって道教委に要請したものを受けての会議でございます。4月20日から5月6日まで小中学校の臨時休業が始まっております。

21日、第1回の臨時校長教頭会議が行われております。これは20日に道教委から臨時休業中の分散登校及び学校再開についての通知がありましたので、その通知他もろもろについて話し合っております。

管理関係は以上です。

○大鳥居主任主査 続きまして社会教育関係になります。

4月14日から公民館で行われている放課後の子どもたちの居場所づくり事業であるりくキッズルームを開始しております。ただし、20日からの小学校の臨時休業に合わせて翌週からは行っておりません。ことぶき大学と各種事業も4月、5月と中止にしております。社会教育は以上で社会体育のほうはありません。

以上です。

○空井次長　それでは私のほうから今後の予定を御説明したいと思います。

4月27日にスポーツ推進委員の会議を予定しておりましたが、この後も記載がありますけれども4月中の会議につきましては全て延期の措置とさせていただきます。延期となった会議につきましては記載のとおりであります。

30日でありますけれども、十勝教育局の義務教育指導班、社会教育指導班の教育委員会訪問が予定されております。

当初予定では、5月2日から6日までの間小中学校の閉庁日を予定しておりましたが、臨時休業となりましたので、これにつきましては休業に振替というかたちとなっております。

13日、定例の第2回目の校長教頭会議を予定しております。なお、校長教頭会議につきましては、月1回の定例会としておるところですが、先ほど管理関係の事務報告もありましたけれども、今般のコロナウイルス対策の関連で臨時の校長教頭会議を頻回に開くことになるのではないのかなと予想をしているところでございます。

14日、小中一貫教育推進委員会の総会を開催するべく準備を進めているところでございます。

20日になりますが、教育委員会連絡協議会の総会が帯広市で開催されます、教育長が出席の予定となっております。

30日に予定されていた中学校の体育祭であります、開催時期未定での延期となっております。

今後の予定につきまして以上でございます。

○有田教育長　今後の予定につきまして1点補足であります。

この後議案の中で補正予算の提案がありますけれども、5月12日に第1回の臨時議会ありますので、私と次長が出席する予定になろうかなと思っております。

○有田教育長　事務報告について質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◎報告事項

○有田教育長　それでは、次に報告事項に入ります。

報告事項1、新型コロナウイルス等を含む感染症拡大防止対策の対応について報告をいたします。別冊の教育長業務報告をごらんください。

(別冊「教育長業務報告」について教育長より報告)

それでは、この後コロナ関係に関連がありますので、引き続き報告をさせていただきますけれども、次は臨時休業期間中における陸別町立学校職員在宅勤務実施要領の制定についてということで事務局から説明をさせたいと思います。よろしく申し上げます。

報告2の前に感染症に係る相談窓口の対応についてということで説明をお願いします。

○北村主幹　それでは議案2ページをごらんいただければと思います。

新型コロナウイルス感染症についてと書いてございますがこれについてはですね、一般的な対応とあとは陸別町教育委員会としての対応も記載をしております。感染症の対応につきましては、これは全て都道府県がやることになっております。市町村はその対応はしない、やるのは基本的に啓発のみというふうにされております。具体的な対応としましては、陸別は各地区の保健所、つまり帯広の保健所が対応するということになっております。

2の一番上のほう北海道民の場合、厚生労働省北海道が呼びかけしているところと書いてございます。全て北海道が対応しておりますので、電話してくださいというふうになっております。この中に次の症状がある場合新型コロナウイルス感染の疑いがある場合の下のほう、風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いた場合とありますが、ここに書いてないことで、基礎疾患がある方、もしくは透析を受けている方、免疫抑制剤を服用している方は2日程度となっておりますが、ただ、新型コロナウイルスと言っても風邪とほとんど同じ症状ですので、4日以上風邪を我慢する人は現実的にどうかと思ひまして、陸別町の場合ということに普通はこうするでしょうということを書いてございます。受診、陸別町の場合には診療所あるいはかかりつけの医療機関受診となるかと思ひます。その時には診療所がやるのですが、医師が診断するのではなくて必ず保健所に聞きます。そして指示を仰ぎます。必要な場合にはPCRの実施の可否も聞いて保健所から支持を仰ぐというような形になります。それで、PCR検査をした場合には大体今では2日から3日で陽性か陰性かわかるということでございます。

次ですね、陸別町教育委員会小学校中学校の対応ということで、もし児童生徒、教職員に新型コロナウイルスの感染が判明した場合、この時にはですね、まずこれがわかるのは保健所からの連絡によってわかります。個人情報保護の観点でこれは、保健所が陸別町に電話してその人に伝えて下さいとは言いません。必ずそれぞれに伝えます。また、報道機関には絶対言わないということで保健所が対応しています。この連絡を受けた場合は、陸別町教育委員会から児童生徒感染の場合には十勝教育局へまず連絡を下さいということで指示を受けております、十勝教育局から道教委へ連絡がいくと。教職員の場合はまた違って、陸別町から本庁の方に連絡をします。連絡した後は十勝教育局あるいは道庁、帯広保健所等から指示を受ける形になります。主に保健所のほうから指示があると思うのですが、基本的な対応としてはまずは感染者、濃厚接触者を含めて出席停止となるのですが、3ページごらんいただければと思いますけれども、学校をどうするかといったときに、まず様々な状況を勘案して保健所と協議というのは建前なんですけれども、原則臨時休業となると思ひます。小学校中学校単独で休業はありえないと、じゃあいつ再開するかというのはこれも保健所からの指導がベースになると思ひます。十勝教育局からも指導は入ると思ひますが、このような形にしてくださいと言われると思ひます。作業としては学校内の消毒作業、これば随時やっておりますが、念入りの消毒が必要かなと思ひます。以後濃厚接触者ではない、いわゆる感染していないと思われる教職員の勤務については状況に応じて判断ということになると思ひます。学校関係者に感染者がいなくても

地域に感染者が急増した場合、これについては基本的には3密と言われる行動を避けるということになるのですが、このような事態になると町長のほうから地域全体の活動自粛ということで要請があることが想定されます。その時には臨時休業という形と、その場合には臨時休業にするかどうかは教育委員会が決定することになるかと思えます。以上簡単ですが説明とさせていただきます。

○有田教育長　ありがとうございます。この対応については国や道からの通達も来ていて各自治体にいつていますが、適切に対応しなさいという言葉で済まされてしまうのですけれども、地域性や状況によってということで、陸別については小中学校1校ずつであります。兄弟もいるという状況になりますので、小学校で感染者が出たからといって小学校だけ臨時休業という話にもならないだろうということで校長教頭会議の中でも話をして共通理解の中でどちらがなっても小中同様の形の中で対応しましょうというお話になっております。実際陽性が出てしまうと我々がやれることは事務連絡ぐらい、例えば消毒のお手伝いぐらいしかできない、あとは保健所の指示に従って実施をするというのが今の実態であります。十勝管内も音更で3人目が出た、これも病院ということで、感染拡大が懸念されるのかなと思っております。一旦ここまでの部分で報告させていただきましたけれども、気になる点、御質問あればと思えますがいかがですか。

特に今のところなければ、次も関連があるお話になりますので後ほどまとめて質疑があれば出していただきたいと思えます。

次に移りたいと思えます。報告の2、感染症対策のための臨時休業期間における陸別町立学校職員の在宅勤務実施要領ということで事務局から説明をお願いします。

○空井次長　それでは議案書4ページをお開き下さい。

4月21日教育長決定ということで、当町の陸別町立学校職員の在宅勤務の実施要領、新型コロナウイルス感染症関連ということで決定をさせていただいたものであります。この実施要領につきましては、既に本年3月に道立学校職員の在宅勤務実施要領が制定をされておまして、それを参考にしつつ、当町の実態にあわせた要領として作成をしたものであります。なお、この新要領の決定にあたりましては、先般4月21日開催をいたしました校長教頭会議にもお諮りをし、御意見をいただいたうえで決定をさせていただいたものでありますことを予め御承知おきいただきたいと思えます。

中身に入りますが、趣旨につきましては記載のとおり、対象職員は第2条になります。こちらにつきましては(1)から(5)までそれぞれの立場等々にある方については、在宅勤務をしてもいいという条項になっておまして、特に(6)にあります、教育長が特に必要と認める職員とあります。これにつきましては、具体的に申し上げますと勤務する学校が臨時休業となっている教職員については在宅勤務をすることができるというよりは、職員からの申し出によりまして学校長が在宅勤務を命じることができるということになっておりますので、(1)から(5)に該当しない教職員にあってもですね、(6)の規定を用いて在宅勤務をすること

ができるという作りになっております。在宅勤務で行う業務につきましては第3条に記載のとおり学習教材の作成等々とさせていただいております。勤務時間につきましては学校に出勤する時間と同じ1日あたり7時間45分を勤務時間とすることとなっております。なお、ここに記載はありませんが、通常どおり1日あたり45分以上の休憩時間を途中で挟むことということもベースに、学校で勤務される場合と同様に在宅においても決められた45分以上の休憩時間を途中でとりなさいということになります。

5ページ目ごらんください。実際に勤務する際の手続き関係になりますけれども、第5条に記載のあるとおり在宅勤務にあたっては本人の申し出もありますけれども、基本的には学校長が在宅で勤務する業務の内容等を指定して命令簿によりするという手続きになります。この在宅勤務命令簿につきましては第3条に掲げてあります対象業務のそれぞれについて、例えば(1)の教材作成にあたっては4時間を使いなさいとかですね、業務内容に応じた在宅勤務の時間数を校長があらかじめ指定をして命令をするという中身になります。在宅勤務の場所ではありますが、基本的には御自宅もしくは御家族が居住する住宅ということで、例えば図書館ですとか、喫茶店ですとかそういったところでの勤務は認めませんということであります。実際に在宅勤務を行った教職員の皆さんにおかれましては、第8条にあります、直近の勤務日に在宅勤務実施報告書を校長に提出をして校長がこれを把握する流れとなります。なお、この在宅勤務にあたりましては、主たる目的が感染拡大の防止というところになりますので、通常勤務に比べると自宅での職務につきましてはなかなか効率が上がらないというか下がって当然ということもありますので、在宅勤務に際しての特別な成果は求めないということにさせていただいているところでございます。これにつきましては、この要領の中には特段の記載はありませんけれども先ほど言いました通り感染拡大防止というのが趣旨ですので、そのところはお含みおきいただければと思います。この在宅勤務につきましては、昨日23日から小中学校とも実施をしているところでありまして、本日の状況を報告させていただきます。

小学校につきましては、今日は2名の出勤であります。在宅勤務は13名、有給休暇取得者が2名、病気休暇取得者が2名となっております。この人数には学習支援員や特別支援補助員につきましては含んでおりません。これら学習支援員、補助員につきましては、今日はお休みと、期間中は特段の業務がない限りは仕事はお休みという取り扱いとさせていただいております。続きまして中学校の状況ですが、出勤者が7名、在宅勤務が8名という状況となっております。以上簡単ではありますが在宅勤務実施要領の説明とさせていただきます。

以上です。

- 有田教育長 ありがとうございます。ただいまの報告事項について質疑等ありませんか。
- 西岡委員 マスクの件なのですが、児童生徒、それと保護者、先生について保有しているマスクは十分にあるのかどうか把握しておりますか。
- 空井次長 最新の情報ではありませんが、先般4月のあたりにいろいろと会議を行った中でですね、小学校は1か月程度のマスクの在庫はあるということを確認取れています。中学校

につきましても300枚程度児童用というか、お子さん用の小さなものも含めてということになります。在庫があるというような報告をいただいております。とりあえず急場はしのぐだけの量は確保できているということと、あと政府から配布されるマスク、布製のマスクでありますけれども、第1弾として児童生徒それから教職員分含めて各1ずつ学校に既に配布されております。5月に第2弾として改めて1枚ずつ配布をされる予定とされていることから、仮に使い捨てのマスクが枯渇した後も布マスクを活用してですね、しのいでいただくというような形になると思いますし、前回の臨時休業前には各保護者の皆さんに手作りマスクの作成を家庭地域でぜひ取り組んでくださいというようお願いもしておりますので、仮に保有しているマスクが不足の事態になった場合にはまた改めて御家庭ですとか地域に対して手作りマスクの作成、それから学校への寄付について要請をしていきたいなということで対応したいと考えております。

○有田教育長　いかがですか。

○西岡委員　わかりました。町自体にはマスクの保存はないのですか。

○有田教育長　現状はありません。今後その辺は課題になるのかなとは思っていますけれども、基本的には自分のものは自分でということで、使い捨てはどこでも買える状況ではないということで、手作りマスクだとかそういう対応でしているということでもあります。一部業務で使わなければならない部分については、給食センターで少し持っているものを借りるというようなことも含めて実施をしている状況です。

特に今こちらの方にマスクの関係で苦情は特にはないかなというところで、わりと手作りマスクが浸透している状況かなとも思われます。

他ありませんか。

○小木委員　在宅勤務っていうのは、自宅又は家族のいるところというのは単身赴任者は帰ってもいいのですか。

○空井次長　この要領にあるとおりですが、単身赴任の方に置かれましては自宅にお子さんがいることもあろうかと思っておりますので、そちらの保育も必要となるということを検討すると、陸別町に留まっただけのがベターなのですけれども、事情によっては自宅に帰らなければならない教職員の方もいらっしゃると思っておりますので、必ず陸別町に留まってくださいという厳しい条件はかけていないというのが実態です。

○有田教育長　他ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議案審議

○有田教育長　それでは、議事に入ります。

議案審議の前に、議案第18号から議案第20号については、公開することにより個人の権

利を侵害する恐れのある事項、教育事務に関する議会の議案について町長への意見の申出に関する事項でありますので、陸別町教育委員会会議規則第7条の2第1号及び第4号の規定により非公開としたいと思いますが御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○有田教育長　それでは非公開とします。

(以下、非公開)

○有田教育長　これより会議を公開といたします。本日の議事等は以上であります。

◎その他の事項

○有田教育長　次に、その他に入ります。協議事項、第53回町民スポーツレク大会の開催について、私のほうから説明をさせていただきます。

別冊の教育長業務報告をごらんください。

2ページの下段になります。協議事項ということで第53回町民スポーツレク大会の開催についてということで、今年度は8月23日の日曜日に例年同様開催したいということで日程を組んでおりました。

協議事項は記載のとおりであります。令和2年4月16日、政府は緊急事態宣言について7都府県だった対象地域が全国に拡大され、北海道は重点的に対策を進める特別警戒都道府県に定められました。このような状況下では町民皆さんの感染症拡大防止対策をとりながらの実施は困難であると判断し、大変残念ではありますが、本年度の第53回町民スポーツレク大会の中止を提案いたします。なおこのスポーツレク大会の中止につきましてはこの場で決定というわけではありませんけれども、教育委員の皆さんの御意向を確認させていただいて、今後延期になっておりますスポーツ推進委員会議ですとか、体育連盟はすでに会長には私から御相談をさせていただいて中止が妥当だろうという御意見もいただいておりますし、5月の末には自治会連合会の総会もありますので、最終的には町長等との相談をしていきながら自治会連合会の総会において中止の提案をして決定をしていきたいと、こういう流れで今考えているところであります。

その他の事業につきましては記載のとおり延期又は検討中ではありますが、検討中の部分につきましては、概ね中止の方向が強いかないところで決定についてはまだ関係者と協議しながら進めたいというふうに思っております。私のほうからは以上で説明とさせていただきますけれどもいかがですか。

よろしければ教育委員会としては中止が妥当な判断ということでよろしいでしょうか。

(「よい」の声あり)

○有田教育長　それでは教育委員会としては中止の判断ということで進めさせていただきますと思います。その他委員の皆さんから何かございませんか。

(「なし」の声あり)

○有田教育長 よろしいですか。事務局のほうはありませんか。

(「なし」の声あり)

◎閉会宣告

○有田教育長 それでは、皆さんないようでありましたので、以上をもちまして、令和2年第7回陸別町教育委員会会議を閉会いたします。

閉会 午前10時40分

陸別町教育委員会会議規則第19条の規定により署名する。

会議録署名委員 後藤和美

会議録作成職員 角谷亮輔